

令和4年12月1日から NPO法人の手続が一部変わりました

静岡県の特定非営利活動促進法施行条例の一部改正(令和4年 12 月1日)に伴い、富士市所管の NPO法人に係る各種手続きについて、下記のとおり一部変更となりました。

その¹ 公開書類、各種副本の提出が不要に

市民の閲覧やコピーのため、設立時や定款変更認証等の際に市に提出していた公開書類、事業報 告書等に添付する副本の提出が不要になりました。

- ■公開書類、副本の提出が不要となる手続
 - 設立、定款変更、合併、事業報告書の提出、役員変更
- ■公開書類、副本が不要となる書類の例
 - ・設立時や定款変更認証の後に提出していた公開書類(定款、認証書の写し 等)
 - 事業報告書提出時に添付する副本(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等)
 - ・役員変更の際に添付する変更後の役員名簿の副本 等

※定款変更に係る登記完了届や毎年提出している事業報告書等は、今後も提出が必要です。

その2 役員変更の際など、要件を満たせば住民票(写し)の提出が不要に

役員変更届時などの新任の役員について、**下記A・B両方の要件を満たし、所轄庁が住民基本台帳** ネットワークで本人確認できる場合に限り、住民票(写し)の提出が不要になりました。

(要件を満たせば申請・届出書類のみの提出で可。これまで通り住民票(写し)の添付でも可)

- ■住民票(写し)の提出が不要となる手続・・・・・設立、役員変更、合併
- ■住民票(写し)の提出が不要となる要件

A 役員の就任承諾・誓約書を本人が直筆で記入している

※障がいがあるなどの理由で直筆が難しい場合は、個別に御相談ください。

B 役員の氏名や住所が正しく記載されている

【例】氏名(新字・旧字・異体字)

高崎恵⇔高﨑惠

地番•住居表示

1丁目2番地3 \Leftrightarrow 1丁目2番3号

集合住宅

コーポ葵101号 ⇔ □ーポ葵101号室

【例】悪い例

氏名:富士ちゃん ×旧姓やペンネーム

住所:永田町1-100 ×略字

良い例

氏名:富士 太郎

住所:永田町1丁目100番地

お問い合わせ: 富士市役所 市民部 市民活躍・男女共同参画課(市民協働担当)

〒417-8601 静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地 (庁舎 3 F 北側)

TEL: 0545-55-2701 / FAX: 0545-55-2864 / MAIL: si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市ウェブサイト:https://www.city.fuji.shizuoka.jp/

住民票と 同じ標記で記載